

いわき市



第三次いわき市こどもみらいプラン

令和7(2025)年度



令和11(2029)年度

計画の推進

令和8年1月
いわき市 こどもみらい部 こども政策課

PART-1

はじめに

第1章：計画の概要

第2章：現状と課題

第3章：基本方針

資料編：アンケート調査

はじめに-(1) いわき市こども計画の策定

「こども基本法」では、
市町村は「こども大綱」を勘案し、
市町村こども計画を定めるよう努めるものとされています。

令和7年3月に、
第三次いわき市こどもみらいプランである、
「**いわき市こども計画**」(以下、本計画)を策定しました。



いわき市こどもみらいプラン
(計画期間：H27～R1年度)



第二次いわき市こどもみらいプラン
(計画期間：R2～R6年度)



【いわき市こども計画】
第三次いわき市こどもみらいプラン
(計画期間：R7～R11年度)

はじめに-(2) スケジュールと本会議の目的

	本計画期間				
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	<p>計画の 推進状況の報告</p> <p>現計画に基づく、 令和7年度の施策の推進状況</p>		<p>点検・評価 (過年度実績について)</p>	<p>次期計画の アンケート調査準備</p>	<p>次期計画 策定準備</p>
庁内における 計画の推進体制	<p>本計画の 理解促進</p> <p>令和7年度に 計画をコンパクトにまとめた 市職員向け動画を作成</p> 		<p>点検・評価 (過年度実績について)</p>	<p>次期計画の アンケート調査準備</p>	<p>次期計画 策定準備</p>
各取組の 情報発信	<p>各取組の情報発信</p> <p>令和7年度から保護者からのニーズがある インスタグラムで発信！</p>  <p>週2～3回程度の発信で 半年で1,000人以上 フォロワー獲得</p>				

第1章：計画の概要

～前計画～
第二次いわき市
子ども・子育て支援事業計画

計画期間 令和2～6年度



対象者
*子ども(概ね18歳未満)
*子育て当事者

包含する
計画
*次世代育成支援行動計画
*子どもの貧困対策計画
*母子保健計画



～本計画～
いわき市こども計画

令和7～11年度

*子ども
***若者(概ね30歳未満)**
*子育て当事者

*子ども・子育て支援事業計画
*次世代育成支援行動計画
*こどもの貧困の解消に向けた対策計画
*子ども・若者計画
*成育医療等に関する計画



第2章 現状と課題-(1)

本市の総人口は、令和6年から令和11年の間で約22,000人の減少が見込まれる。
また、総人口に占める年少人口割合や児童人口もそれぞれ下降・減少し、少子高齢化がますます進行していくことが見込まれる。

	令和6年（実績値）		令和11年（推計値）
総人口	318,704人	→ 約22,000人減少	296,871人
年少人口割合 (0～14歳)	10.9%	→ 1.1ポイント下降	9.8%
児童人口 (0～17歳)	43,531人	→ 約6,600人減少	36,968人

※令和6年（実績値）：いわき市の人口から抜粋

※令和11年（推計値）：現住人口を基にしたコーホート変化率法による各年4月1日現在の推計人口
「第2期いわき創生総合戦略」の将来人口とは異なる独自推計

第2章 現状と課題-(2)

前計画期間の総括として、主に次のような対応が必要とされた。

◆ こども・若者の権利の普及啓発

こどもが健やかに育まれるためには、こどもが自らの権利を正しく理解し、自らを守る方法や、困難を抱えたときに適切に行動できる力を身につけることが必要

◆ ニーズに合わせた情報発信

ニーズ調査の結果では、子育てに関する情報源として、SNSと回答した人の割合が最も高く、ニーズに合わせた情報発信が必要

◆ 保育士の人材確保

保育所等の利用者数は減少傾向にあるものの、保育士の加配が必要な児童数は増加傾向にあるため、保育士の人材確保が必要

◆ 放課後児童クラブの受け入れ体制の強化

核家族世帯や共働き世帯の増加などにより、放課後児童クラブの利用者数は増加傾向にあるため、受け入れ体制の強化が必要

◆ ヤングケアラー支援に関する更なる啓発

ヤングケアラーの支援を強化しているが、相談件数が少なく、支援が届いていない潜在的なケアラーもいると想定されるため、更なる啓発活動が必要

第3章：基本方針-(1)

～こどもまんなか社会～



こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

資料：こども大綱

第3章：基本方針-(2)

～基本理念～

こども・若者は、地域の未来を築くかけがえのない存在です。その健やかな育ちと活躍を支えることは、本人の幸せにつながることはもとより、家庭や地域の幸せとなります。ひいては社会全体の幸福を高めることとなります。

こども基本法やこども大綱を貫く「こどもまんなか社会」の考え方などを踏まえ、次のとおり「いわき市こども計画」の基本理念を設定します。

いわきっ子が輝く 笑顔と夢が広がるまち



本市はこの基本理念に基づき、こども・若者一人ひとりが、権利の主体として尊重され、「いわき」に愛着と誇りを持ちながら、みんなが笑顔でつながり、夢を叶えることができるまちづくりを推進します。

第3章：基本方針-(3)

～本計画全体の成果指標～

本計画から、「計画全体の成果指標」と「各基本目標の成果指標」を設定
 「計画全体の成果指標」については、こども大綱を勘案し、次のとおり設定

項目	区分	現状値	目標値
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	中学2年生	40.5% (R6年度)	70.0% (R11年度)
	就学前児童の保護者	13.3% (R6年度)	
	小学生の保護者	14.8% (R6年度)	

「こどもまんなか調査」及び「ニーズ調査」の結果

「こども大綱」と同様の目標値

第3章：基本方針-(4)

～施策体系～

- ・前計画と本計画は、基本目標Ⅰ～Ⅳで構成
- ・本計画の基本目標Ⅰとして、こども大綱を勘案し、**こども・若者の権利**に重点を置いた基本目標を新設
- ・本計画の基本目標Ⅱ～Ⅳは前計画から踏襲しつつ、**若者への支援施策**などを新たに位置づけ
- ・前計画の基本目標Ⅳは、全基本目標の土台となる共通事項のため、独立した基本目標とはせず、各基本目標に統合

～前計画の基本目標～



～本計画の基本目標～

新設

Ⅰ こども・若者が権利の主体として生きられるために

Ⅰ 安心して子どもを産み育てるために

踏襲



Ⅱ 安心して子どもを産み育てるために

Ⅱ 子どもが健やかに育まれるために

踏襲



Ⅲ こども・若者が健康で自分らしく成長するために

Ⅲ 支援を必要とする子どもとその家庭のために

踏襲



Ⅳ 支援を必要とするこども・若者とその家庭のために

Ⅳ 子育てを地域全体で支えるために

各基本目標に組込む

資料編：アンケート調査

本計画の策定のため、令和6年4月に下記のアンケート調査を実施。

No	種類	目的	方法	対象者
①	ニーズ調査	少子化の現状と将来の動向及び子ども・子育て支援施策に関する状況を把握	郵送 (抽出)	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童の保護者 ・小学生の保護者
②	こども まんなか調査	気持ちや考え、不安や悩みなどの把握	学校配付 (全生徒)	<ul style="list-style-type: none"> ・中学2年生の生徒
③	子どもの 生活実態調査	地域における子ども・子育て支援に係る課題を把握	学校配付 (全生徒)	<ul style="list-style-type: none"> ・小学5年生の児童 ・中学2年生の生徒 ・小学5年生の保護者 ・中学2年生の保護者

PART-2

第4章：こども・子育て支援施策
(基本目標Ⅰ こども・若者が権利の主体として生きられるために)

第4章-基本目標Ⅰ こども・若者が権利の主体として生きられるために

成果指標	項目	区分	現状値	目標値
	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う人の割合	中学2年生	35.8% (R6年度)	70.0% (R11年度)
	「どこかに助けてくれる人がいる」と思う人の割合	中学2年生	97.8% (R6年度)	現状維持 (R11年度)

第4章-基本目標Ⅰ 子ども・若者が権利の主体として生きられるために

Ⅰ-1 子ども・若者の権利が尊重される社会の推進

- (1) 子ども・若者の権利の啓発
- (2) 子ども・若者の社会参画・意見反映の推進
- (3) 子ども・若者の居場所づくりと学習機会・体験機会の確保

主な取組

①	子どもの権利 普及啓発事業 (子ども政策課)	<p>子ども・若者の権利について、子ども・若者が自らの権利を正しく理解し、困難を抱えたときに適切に行動できる力を身につけるとともに、大人も含め、子どもの権利の重要性を地域社会全体で共有できるよう啓発活動を推進します。</p>
②	子ども・若者の 意見聴取事業 (子ども政策課)	<p>子ども・子育て支援施策に子ども・若者などの意見を反映するため、様々な手法・場面で、子ども・若者などから意見を聴く取組を実施します。</p>
③	屋内施設の充実 (子ども政策課) (いわき芸術文化交流館)	<p>子ども・若者や保護者が天候に左右されず、のびのびと安心して過ごせる環境整備のため、「いわきっずもりもり」、「子ども元気センター」、「アリオスキッズルーム」等の屋内施設の充実を図ります。</p>

推進状況1 こども・若者の権利の啓発と意見表明機会の確保

令和7年度からの新規・拡充事業として主に次の事業を実施し、
本計画に基づく、こども・若者の権利の啓発と意見表明機会の確保を推進！

① こどもの権利を学ぶ出前講座

小学校などで、すごろく等の教材を使い、楽しみながらこどもの権利を学ぶ出前講座を実施。

また、すごろく中に意見を発表する場を設け、「意見を表明する権利」について学習。

POINT! → 楽しみながら学べる！
意見を言いやすい雰囲気づくりが大事！



② こどもの権利の啓発ドリル

市内小学生に「うんこドリル」とコラボした、こどもの権利を啓発するドリルを配布。

大人向けの内容を含み、保護者にもこどもの権利を知ってもらおうきっかけとして作成。

POINT! → こどもの権利を身近に感じてもらう！
こどもだけでなく大人への啓発を実施！



推進状況1 こども・若者の権利の啓発と意見表明機会の確保

③ こどもまんなかワークショップ

様々な状況にあって声を聴かれにくいこども・若者や教育に関心のある大人なども含めて、身近なテーマに沿って意見を出し合い、対話するワークショップを開催。

POINT! → 声を聴かれにくいこどもからも意見聴取！
こどもから大人までみんなで対話！



④ こどもまんなかトーク

いわき志塾、いわきアカデミア及びいわき短期大学との連携を通じて、こども・若者からの意見聴取を実施。本計画の基本理念検討についても、高校生からの意見を反映。

POINT! → 市政に関わる意見も聴取！
聴いた意見の共有や意見反映が大事！



いわき短期大学

PART-3

第4章：こども・子育て支援施策 (基本目標Ⅱ 安心してこどもを産み育てるために)

第4章-基本目標Ⅱ 安心して子どもを産み育てるために

成果指標	項目	区分	現状値	目標値
今の社会は「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合		中学2年生	43.5% (R6年度)	70.0% (R11年度)
		就学前児童の保護者	17.0% (R6年度)	
		小学生の保護者	19.8% (R6年度)	
妊娠11週以内での妊娠届出率		-	91.8% (R5年度)	94.4% (R11年度)
産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合 ※		-	8.7% (R5年度)	現状維持 (R11年度)
保育所待機児童数		-	1名 (R6年度)	0名 (R11年度)

※産後1か月の健診時にEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を受けた人のうち、合計点数が9点以上の人の割合

第4章-基本目標Ⅱ 安心してこどもを産み育てるために

Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

- (1) 相談体制・情報提供の充実
- (2) 妊娠・出産・産後への支援
- (3) 安心して子育てできる生活環境の整備

主な取組

①	<p>母子保健コンシェルジュ・ 子育てコンシェルジュ サービス事業 (こども政策課) (こども家庭課)</p>	<p>ワンストップ拠点として各地区保健福祉センターに「母子保健コンシェルジュ」及び「子育てコンシェルジュ」を配置し、妊婦や子育て世帯の様々なニーズに応じた情報提供や相談・助言等の支援を行います。</p>
②	<p>子育て情報の発信 (こども政策課)</p>	<p>妊産婦や子育て世代の方が、必要なときに必要な情報を入手できるよう、「子育て支援アプリ(いわきおやCoCoアプリ)」や「子ども・子育て支援ポータル(いわきっこナビ)」、「子育て支援冊子(こどもみらいBOOK)」、SNSなどを通して子育て情報を発信します。</p>
③	<p>いわきっ子健やか訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業) (こども家庭課)</p>	<p>乳児の健全な養育環境を確保するとともに、虐待等の早期発見に努めるため、生後4か月までの乳児の全戸訪問を行います。</p>

第4章-基本目標Ⅱ 安心して子どもを産み育てるために

Ⅱ-2 就労と子育ての両立支援

- (1) 多様な教育・保育環境の整備
- (2) 子育てしやすい雇用環境の整備

主な取組

- | | | |
|---|---|---|
| ① | 乳児等通園支援事業
(子ども誰でも通園制度)
(保育・幼稚園課) | 保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業を実施します。 |
| ② | 障がい児保育・
統合保育の充実
(保育・幼稚園課) | 障がいの程度に応じて保育士や幼稚園教諭等の配置を適切に行うとともに、保育所や幼稚園等に対して人件費を補助することで、障がい児の受入れの充実に努めます。 |
| ③ | 放課後児童クラブの充実
(子ども政策課) | 保護者の就労等により、昼間保護者のいない家庭の小学生に対して、安心して過ごせる場の提供及び健全育成を図るため、施設の環境整備や人材育成等を通じて放課後児童クラブの充実に努めます。 |

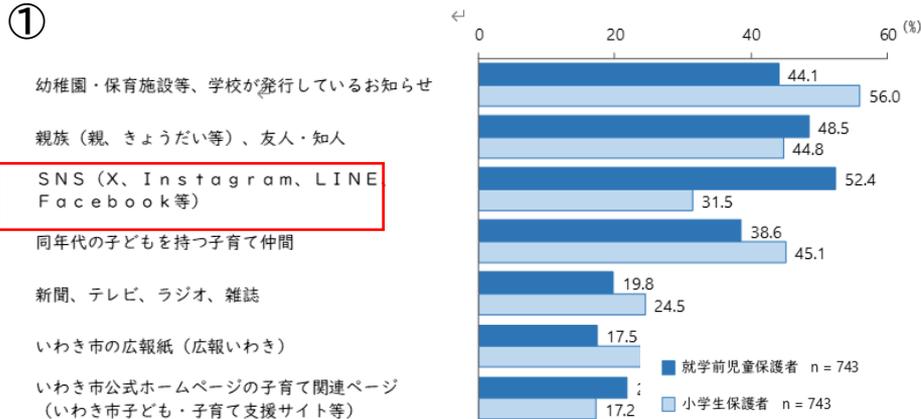
推進状況② 子育てに関する情報発信・魅力発信-(1)

～背景～

ニーズ調査の結果では、

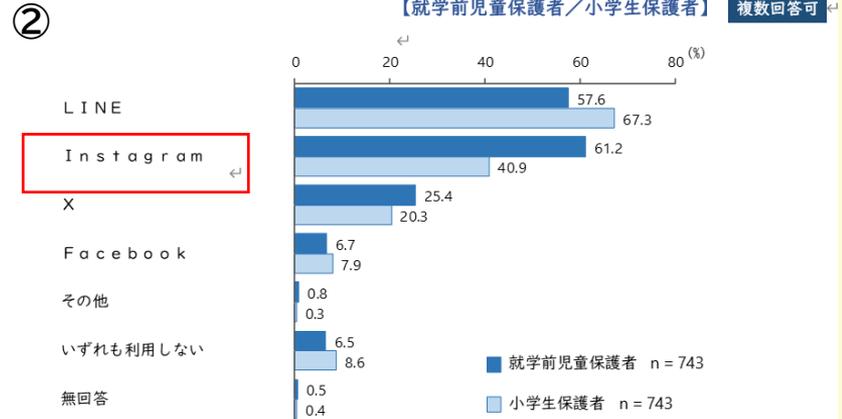
- ① 子育てに関する情報源として、**SNS**と回答した人の割合が最も高かった。
(学校のお知らせや親族等は除く)
- ② 市が子育て情報をSNSで発信する場合に受け取りやすいツールとしては、**LINE**の次に**Instagram**と回答した人の割合が高かった。

■子育てに関する情報源【就学前児童保護者／小学生保護者】 複数回答可 (上位抜粋)



(本計画P86参照)

■市が子育て情報をSNSで発信する場合に受け取りやすいツール【就学前児童保護者／小学生保護者】 複数回答可



(本計画P87参照)

推進状況② 子育てに関する情報発信・魅力発信-(2)

～ニーズに合わせた情報発信～

令和7年7月からこどもみらい部公式インスタグラムアカウントの本格運用を開始！
部内一丸となり、子育てに関する情報を幅広く発信！

こどもみらい部公式
インスタグラム



Web媒体の種類

NEW!

Instagram

母子モアプリ

フェイスブック

子ども・子育て支援ポータル

✕

〇定期発信（週2回）
+
〇特別発信（随時）

発信体制

目的

- 〇「量」の確保
「休眠アカウント」としないよう、
毎週2回以上の頻度で、年間を通じて継続
- 〇「質」の確保
「伝わる広報」を意識して、
市民にわかりやすく、魅力的な発信に注力
- 〇「発信体制」を育てる
特定の職員に限らず、部内全職員が携わる体制を構築
- 〇「発信媒体」を育てる
各媒体の閲覧者数やフォロワー数を増やすことで、
「多くの市民に情報が届く媒体」を育成

部内20名以上が
発信を経験

半年で1,000人以上
フォロワー獲得
(インスタ)



PART-4

第4章：こども・子育て支援施策
(基本目標Ⅲ こども・若者が健康で自分らしく成長するために)

第4章-基本目標Ⅲ こども・若者が健康で自分らしく成長するために

成果指標	項目	区分	現状値	目標値
乳幼児健康診査の受診率		1か月児	-	100.0% (R11年度)
		4か月児	97.9% (R5年度)	
		10か月児	93.5% (R5年度)	
		1歳6か月児	97.1% (R5年度)	
		3歳児	96.1% (R5年度)	

第4章-基本目標Ⅲ こども・若者が健康で自分らしく成長するために

成果指標	項目	区分	現状値	目標値
全国学力・学習状況調査結果に基づく正答率 (国の平均正答率を100としたときの本市の平均正答率)	小学校	国語	99.0 (R6年度)	100 (R11年度)
	小学校	算数	96.2 (R6年度)	
	中学校	国語	99.8 (R6年度)	
	中学校	数学	93.3 (R6年度)	
「いわきっ子生活習慣病予防健診」の血液検査において 「予防指標範囲外」となった中学2年生が、 1年後の再検査で「予防指標範囲内」となった改善割合 ※	-	33.6% (R3～5年度平均)	38.0% (R11年度)	

※中学2年生の貧血検査に合わせ、脂質や血糖の検査を行い、検査結果で「予防指標範囲外」となった生徒に対し、1年後の3年生時に再検査を案内

第4章-基本目標Ⅲ 子ども・若者が健康で自分らしく成長するために

Ⅲ-1 子ども・若者が健康に育つための支援

- (1) 生活習慣の基礎づくり
- (2) 疾病予防の充実
- (3) 医療体制の充実

主な取組

- | 主な取組 | |
|------|---|
| ① | <p>離乳食教室
(子ども家庭課)</p> <p>正しい食習慣の基礎づくりの第一歩として、初期の離乳食の進め方等について学習する機会を提供します。</p> |
| ② | <p>乳幼児健康診査
(子ども家庭課)</p> <p>乳幼児の発達の節目である時期に、疾病・異常の早期発見、成長発達の評価に基づく保健指導を行うことで、疾病予防、早期対応、育児不安の軽減及び健康の保持増進を図ります。</p> |
| ③ | <p>健康相談・健康教育
(子ども家庭課)</p> <p>各種健康相談や健康教育において、こどもの発育や発達及び子育ての悩みや不安についての相談対応のほか、健康増進・疾病予防に関する保健指導を実施します。</p> |

第4章-基本目標Ⅲ こども・若者が健康で自分らしく成長するために

Ⅲ-2 切れ目のない療育支援

- (1) 障がいの早期発見、相談体制・サービスの充実
- (2) 障がいのあるこども・若者とその家庭への支援

主な取組

- | 主な取組 | |
|------|---|
| ① | <p>園児のための
こども発達相談会
(子育てサポートセンター)</p> <p>保育所・幼稚園等に在籍する障がい又は障がいの疑いや、行動上の問題のある児童、保護者、保育に関わる職員等を対象に、心理判定員による発達発育の評価及び助言を行います。</p> |
| ② | <p>いわきっ子
入学支援システム
(子育てサポートセンター)
(学校教育課)</p> <p>小学校入学前のこどもの成長・発達の歩みや、支援・配慮等の工夫を、保護者と保育所・幼稚園、療育機関等が協力してシートにまとめ、入学する学校に伝えることで、入学前に行われてきた支援・配慮の情報を、切れ目なく入学先につなぐほか、必要性がある場合には、校内のみでなく、保護者や関係機関等も参加する支援会議を開催し、こどもへの具体的な支援策や配慮について検討します。</p> |
| ③ | <p>特別児童扶養手当
(こども家庭課)</p> <p>精神又は身体に障がいのあるこどもの生活の向上を図るため、20歳未満の障がいのあるこどもを養育している保護者に手当を支給します。</p> |

第4章-基本目標Ⅲ こども・若者が健康で自分らしく成長するために

Ⅲ-3 確かな人間力を育む教育の推進

- (1) 家庭教育の充実
- (2) 学校教育の充実

主な取組

- | 主な取組 | |
|------|--|
| ① | <p>ペアレント・トレーニング事業
(子育てサポートセンター)</p> <p>親がこどもの持つ特性を理解し、こどもへの対応の仕方について学び、親子の日常生活がより穏やかに送れるようサポートします。</p> |
| ② | <p>こども家庭センターの設置
(こども家庭課)</p> <p>妊産婦や子育て世帯に対する包括的な相談支援機関として、地区保健福祉センターに「こども家庭センター」を設置しています。
地区保健福祉センターで実施している妊産婦支援や乳幼児健診、母子保健相談等の「母子保健機能」と、養育相談や児童虐待、ヤングケアラー支援等の「児童福祉機能」を一体的に運営し、両方の支援を必要とする家庭等には合同で支援内容を検討するなど、相談支援体制の連携強化を図ります。</p> |
| ③ | <p>次世代の教育情報化推進事業
(学校教育課)</p> <p>児童生徒1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等のICT機器を積極的に活用し、学習指導要領における情報活用能力を育成します。</p> |

第4章-基本目標Ⅲ こども・若者が健康で自分らしく成長するために

Ⅲ-4 若者の生活基盤の安定化

(1) 安定した社会生活の支援

主な取組

- | 主な取組 | |
|------|---|
| ① | <p>フラ・ジョブ I W A K I
での情報発信
(産業ひとつづくり課)</p> <p>いわきで就職&企業サポートナビ「フラ・ジョブ I W A K I」を活用し、企業情報や求人情報、制度情報などの情報発信を行い、就労希望者と企業とのマッチングを支援します。</p> |
| ② | <p>合同企業説明会
(産業ひとつづくり課)</p> <p>本市の将来を担う若年層に対し、早期からの地元就職への意識醸成及びU I J ターン促進を図るため、市内企業と大学生等のマッチングの場として「合同企業説明会」を実施します。</p> |
| ③ | <p>いわき市U I J ターン
支援事業移住支援金
(創生推進課)</p> <p>東京23区在住又は東京圏在住で東京23区通勤の方がいわき市に移住し、移住元の仕事をテレワークで継続する場合などに、移住に係る一部経費を支援します。</p> |

推進状況3 乳幼児健康診査

乳幼児の発達の節目である時期に成長を見守るため、
令和7年度から1か月児健診を追加実施！
(令和8年度から5歳児健診を実施予定)

【対象者】

令和6年度	NEW!	4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児	
令和7年度	1か月児	4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児	
令和8年度	1か月児	4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児	5歳児 (実施予定)

市民の声

支援の充実化

- ・「1か月児健診の費用が無料になり、経済的な負担がなくなりうれしい。」
- ・1か月児健診結果を、いわきっ子健やか訪問事業など、その後の支援に活用できる。
⇒出産後からの切れ目のない支援を行うことができている。

PART-5

第4章：こども・子育て支援施策
(基本目標Ⅳ 支援を必要とするこども・若者とその家庭のために)

第4章-基本目標Ⅳ 支援を必要とするこども・若者とその家庭のために

成果指標	項目	区分	現状値	目標値
	「生活実態調査」で、 「生活困難層」に区分された家庭の割合	小学5年と 中学2年の家庭	23.6% (R6年度)	現状以下 (R11年度)
	「生活実態調査」で、 低所得と区分された家庭の割合	小学5年と 中学2年の家庭	14.1% (R6年度)	現状以下 (R11年度)

【世帯区分の内訳】

区分	全体	内訳	
		ひとり親世帯	ふたり親世帯
生活困難層	23.6%	61.5%	17.4%
一般層	73.0%	36.9%	79.2%

ひとり親世帯とふたり親世帯で、
調査結果に差が見られた

※集計不可もあるため合計値は100%とはならない

※次の3要素のうち、1つ以上に該当する世帯を「生活困難層」と定義。

要素(1) 低所得：等価世帯収入が中央値の2分の1未満

要素(2) 家計の逼迫：経済的な理由で、食料、衣類を買えなかった、公共料金を支払えなかった経験がある

要素(3) 子どもの体験や所有物の欠如：経済的な理由で、体験(誕生祝いやお年玉等)や所有物(本や文具等)がない

第4章-基本目標Ⅳ 支援を必要とするこども・若者とその家庭のために

Ⅳ-1 困難に直面するこども・若者への支援

- (1) 児童虐待等防止対策の推進
- (2) 悩みや不安を抱えるこども・若者への支援

主な取組

①

こどもの
権利啓発活動
(こども家庭課)

こどもの権利を擁護する観点から、市内公共施設及び民間施設においてのオレンジ&パープルライトアップの実施や、市内の小・中・高校生に対する児童虐待防止やヤングケアラー啓発リーフレットの配布を行います。さらに、体罰防止の理解促進等について、市民向け出前講座を行うなど、関係機関とも連携し、こどもの権利に関する啓発活動を推進します。

②

ヤングケアラー
支援体制強化事業
(こども家庭課)

家庭内で潜在化しやすいヤングケアラーを早期発見、早期支援するための支援体制強化を目的とし、児童や関係機関向けの認知度向上のための普及啓発や、ヤングケアラーコーディネーターを配置し関係機関との連携を図るとともに、支援力向上のための関係機関向け研修会や、訪問家事支援事業等を行います。

③

ひきこもり専門相談
(保健所地域保健課)

ひきこもりに関する悩みを抱える当事者、家族などが心理士と個別に相談することで精神面の負担軽減を図り、家族等が本人への関わり方を知ることで、当事者の社会参加促進を図ります。

第4章-基本目標Ⅳ 支援を必要とするこども・若者とその家庭のために

Ⅳ-2 こども・若者の貧困対策の推進

(1) こども・若者の貧困対策の推進

主な取組

- | 主な取組 | |
|------|--|
| ① | <p>こども食堂等の運営支援
(こども政策課)</p> <p>こども食堂等が自ら長期的に活動を継続できる仕組みづくりを強化するため、こども食堂等の開設や運営に係るサポート体制の整備、寄附やボランティアを提供してくれる支援者への対応、専用ホームページによる情報発信等を実施します。</p> |
| ② | <p>幼保施設の利用に係る経済的支援
(保育・幼稚園課)</p> <p>保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、幼保施設を利用する3歳から5歳(就学前)までの幼児の利用料を無償化するほか、低所得世帯等の保護者が支払う日用品や文房具等の費用の一部に対して補助を行います。</p> |
| ③ | <p>放課後児童クラブ利用料助成事業
(こども政策課)</p> <p>生活保護世帯、市県民非課税世帯及び児童扶養手当受給世帯で放課後児童クラブを利用する世帯に対し、おやつ代や教材費等の実費負担分を除く利用料について助成します。</p> |

第4章-基本目標Ⅳ 支援を必要とするこども・若者とその家庭のために

Ⅳ-3 ひとり親家庭等への支援

(1) ひとり親家庭等への支援

主な取組

- | 主な取組 | |
|------|--|
| ① | <p>母子・父子自立支援相談の充実
(こども家庭課)</p> <p>ひとり親家庭や寡婦の方の困りごとについて、母子・父子自立支援員が相談を受け、自立に向けた就労支援などを推進します。</p> |
| ② | <p>児童扶養手当
(こども家庭課)</p> <p>父又は母と生計を同じくしていない児童等が養育されている家庭の生活の安定と自立を助長するため、児童を養育している者に対し手当を支給します。</p> |
| ③ | <p>ひとり親家庭等応援金
(こども家庭課)</p> <p>ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図り、児童の新生活を応援することを目的に、ひとり親家庭等で児童を監護している者に対し、児童が中学校を卒業する際に応援金を支給します。</p> |

推進状況4 こども食堂への運営支援

こども食堂の安定運営を図るため、
令和7年度から、企業・団体等からの支援を募るための新たな取組を実施！

【R7～】① こども食堂応援自販機（こども食堂応援協定）

購入費の一部がこども食堂支援に寄附される「こども食堂応援自販機」を推進

※推進のため、下記団体による三者協定を締結

- ・いわき市
- ・ダイドードリンコ株式会社東北営業部
- ・いわき子ども食堂ネットワーク

市内一機目が
道の駅いわきら・ら・ミュウに設置⇒



【R7～】② こども食堂つながりプロジェクトinいわき

企業・団体の代表者等に、こども食堂で配膳や利用者との交流を体験してもらう

⇒体験を通じてこども食堂の重要性や、地域貢献の1つとしてこども食堂への支援があることを知ってもらう。



R6年度からの継続事業

- ・新規立ち上げや運営に関する相談支援
- ・寄附物資や寄附金の受付・管理と配付
- ・ボランティア希望者とこども食堂のマッチング
- ・「こども食堂立ち上げ講座」の開催

- ・専用HPによる情報発信
⇒令和7年度に各こども食堂紹介ページを充実化
(雰囲気伝わるように、画像を多く掲載)

いわき子ども食堂



推進状況5 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への支援を強化するため、 令和7年度から、ひとり親家庭等応援金を新設！

【R7～】ひとり親家庭等応援金

中学校を卒業するこどもがいるひとり親世帯に対して10万円を支給

⇒進学・就職前にかかる費用を支援
(例：制服、学用品、スーツなど)

⇒児童扶養手当の支給口座にプッシュ型で支給

対象（①～③のすべてに該当する方）

- ①児童扶養手当を受給している方(3/1時点)
- ②中学校卒業を迎えるこどもを扶養している方
- ③本市に1年以上住民登録している方(3/1時点)

支給額

こども1人あたり10万円

支給時期

中学校卒業年度の3月中

R6年度からの継続事業（例）

～保護者に対する就労支援～

- ・父子・母子自立支援相談の充実
- ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

～経済的支援～

- ・放課後児童クラブ等利用料助成
- ・児童扶養手当
- ・父子母子寡婦福祉資金貸付制度
- ・ひとり親家庭等医療費助成事業

市独自